

お客様各位

仙南信用金庫

休眠預金等のお取扱いに係る異動事由の追加および各種預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お知らせしている休眠預金等のお取扱いについて、休眠預金等活用法施行規則の改正にもとづき、「異動事由」について下記のとおり追加いたしますのでお知らせいたします。

また、本件に伴い、下記のとおり各種預金規定の改定を行います。詳しくはホームページの「預金規定等の電子化について」をご参照ください。

なお、ホームページ内「休眠預金等のお取扱いについて」は、4月15日に改めてご案内させていただきます。

記

改定日

2022年4月15日

変更事項

異動事由に該当する取引として、以下を追加します。

- ・総合口座に含まれる他の預金の異動に、休眠預金対象外預金（マル優預金等）の異動を含めます。

預金規定の改定

異動事由の追加に伴い、以下の条文を追加し規定を改定いたします。

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人用）追加内容（抜粋）

1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 省略

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日
- ② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等
- ③ 前号に掲げる総合口座取引規定にもとづく他の預金には、休眠預金等活用法における移管対象外預金も含むものとします。（※追加箇所）

改定となる預金規定

- ・ 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人用）
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 定期預金規定
- ・ 定期積金規定
- ・ 積立定期預金規定

以上